

<p>○ 岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則 （県例規集登載）</p>	<p>目次</p>	<p>岡山県公報</p>
<p>教育委員会</p>	<p>担当課（室）</p>	<p>発行 岡山県</p>
	<p>目次</p>	
	<p>担当課（室）</p>	

◎岡山県規則第三十八号

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則等の一部を改正する規則
(岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則の一部改正)

第一条 岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則(昭和五十一年岡山県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に定めるもののほか、特別の事情があると知事が認める者

第二条第四項中「前各項」を「前三項」に改め、同項第二号ハ中「第三条第二項第三号に該当する者」を「第三条第一項に規定する者に該当しないもの」に改める。

(岡山県立学校授業料徴収条例施行規則の一部改正)

第二条 岡山県立学校授業料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「(当該申請が当該年度の六月末日までに当該年度分の課税証明書等(一)を「から」に改め、「第三条第一項の課税証明書等をいう。以下同じ。))」を添付して行われる場合にあつては、当該年度の七月)から省令)及び「(当該申請が前年度分の課税証明書等を添付して行われる場合にあつては、当該月と当該年度の六月とのいずれか早い月)」を削り、同項第二号を次のように改める。

二 前号に定めるもののほか、特別の事情があると知事が認める者の授業料 知事が別に定める期間

第二条第一項第三号を削り、同条第二項中「受給権者」の下に「(法第五条第一項の受給権者をいう。以下同じ。))」を、「就学支援金」の下に「(法第三条第一項の就学支援金をいう。以下同じ。))」を加え、同条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「第一号の規定にかかわらず、第一項第三号」を「第一項第二号」に改め、同号を同項第三号とする。

(岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則の一部改正)

第三条 岡山県立高等学校通信制課程入学金及び受講料徴収条例施行規則(平成二十二年岡山県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号を次のように改める。

二 前号に定めるもののほか、特別の事情があると知事が認める者 知事が別に定める日までの間

第二条第三項第二号中「前号の規定にかかわらず、」を削り、同条第四項第三号を削る。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。